

日薬連発第 271 号
2026 年 4 月 3 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を
改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について（依頼）

標記について、令和 8 年 3 月 30 日付基安安発 0330 第 4 号をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、日本製薬団体連合会会長あて、別添のとおり周知依頼がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしく願います。